

【「知るほどたのしい、ふくしま」企業連携プロジェクト】
委託業務仕様書（案）

1 業務の名称

「知るほどたのしい、ふくしま」企業連携プロジェクト

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務目的

発信力が高く、全国規模で事業を展開する企業等とタイアップの上、企業独自のノウハウや影響力を活用してイベントの実施、商品及び資材等の開発など、様々な手法で企画展開することで県内外に福島の魅力を広く発信し、福島への関心を高めるとともに、応援行動の促進につなげ、風評払拭・風化防止を図る。

4 業務の内容

本仕様書に基づき、以下のとおり全国規模で事業を展開する企業と連携した情報発信等に係る一切の業務（企画・調査・調整・作成（印刷）・発送を含む。）を行うこと。

(1) タイアップする企業（以下、タイアップ企業）の候補選定

ア タイアップする実現可能性の高い企業を選定し、県と協議すること。

イ なお、前年度までのタイアップ企業は可能な限り継続すること。

(2) タイアップ企業との連絡調整

ア 新たにタイアップが見込まれる企業の掘り起こしを行うこと。

イ 継続企業との連携が途切れないように定期的に連絡調整を行うこと。

ウ タイアップ企業との連絡調整窓口を担うこと。

(3) タイアップ内容の企画立案

企業等の特色に合わせた連携内容（各種情報発信、イベント実施、商品開発等）を企画し、県及びタイアップ企業と調整を行うこと。

(4) タイアップ内容の実施に向けた手続及び準備

タイアップ企画を実施するために必要な作業一式を、適切なスケジュールで遂行すること。

(5) タイアップ内容の情報発信

イベントのPRや販促資材の制作等、各企業とのタイアップ内容を広く発信すること。

(6) 特設ホームページの管理運営

(7) その他

(1)～(5)による企画・発信のほか、以下に係る経費を事業費として見込むこと。

ア 海外展開する企業と連携したイベントの開催や情報発信に係る経費として1,000万円程度。

イ 本県キャラクターの展開拡大に向けた企業との調整経費として100万円程度。

5 本業務の成果品

本業務の成果品として、以下の書類等を提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他、福島県が指定するもの。

6 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部広報課

7 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届（様式1）
 - イ 統括責任者通知書（様式任意）
 - ウ 実施工程表（様式任意）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式2）
 - イ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 総括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

9 事業実施に当たっての打合せ

本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施すること。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力を行う。

10 その他留意事項

- (1) 追加費用に対する考え方
本仕様書に定められた業務の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。
- (2) 仕様変更
受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。
- (3) 成果品の著作権等の取り扱い
 - ア 本業務における成果品のうち、実績報告書及び付属資料の所有権や著作権は福島県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
 - イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。
- (4) 個人情報の取り扱い
本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(5) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(6) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示のない事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので
届け出ます。

記

- 1 業務名 「知るほどたのしい、ふくしま」企業連携プロジェクト
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、
届け出ます。

記

- 業務名 「知るほどたのしい、ふくしま」企業連携プロジェクト
- 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日